名寄市建設工事総合評価落札方式試行要綱を次のように定める。

平成22年 3 月24日

名寄市長 島 多慶志

名寄市建設工事総合評価落札方式試行要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、名寄市が発注する工事の請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2及び第167条の12第4項及び第167条の13の規定に基づき、一般競争入札及び指名競争入札(以下「入札」という。)において、価格だけでなく価格以外の要素も総合的に考慮して落札者を決定する方式(以下「総合評価落札方式」という。)の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事(以下「対象工事」という。)は、工事の品質確保のために工事価格及び施工計画並びに同種工事の経験、工事成績、地域特性、地域貢献等(以下「技術提案」という。)を総合的に評価することが妥当と認められる工事のうちから選定する。

(総合評価の方法)

- 第3条 総合評価落札方式の方法は、入札価格及び技術提案の評価点数(以下「技術評価点」という。)を入札公告及び入札説明書において示す方法(以下「落札者決定基準」という。) によって得られた数値(以下「評価値」という。)のもっとも高い者を落札者とする。
- 2 総合評価落札方式の型式は次のとおりとする。
  - (1) 簡易型 入札価格と技術提案を総合的に評価する。
  - (2) 特別簡易型 入札価格と技術提案(施工計画を除く。)を総合的に評価する。

(総合評価審査委員会)

- 第4条 総合評価落札方式の実施に当たり、審議及び評価を行うため総合評価審査委員会を設置し、総合評価審査委員会は、次の事項を所掌するものとする。
  - (1) 総合評価落札方式の実施工事の選定
  - (2) 落札者決定基準の設定
  - (3) 技術提案の評価及び技術評価点の決定
  - (4) 次条に規定する学識経験者への意見聴取

(学識経験を有する者の意見聴取)

第5条 総合評価審査委員会は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、地方 自治法施行規則(昭和22年省令第29号)第12条の4の規定に基づき、学識経験者を有する者 2人以上から、意見を聴かなければならない。

(入札広告等において示す事項)

- 第6条 総合評価落札方式により入札を行うときは、基本的事項のほか、次に掲げる事項を入 札公告等において、明記しなければならない。
  - (1) 当該工事が総合評価落札方式による工事であること。
  - (2) 技術評価点に関する評価項目及びその配点に関すること。
  - (3) 落札者決定基準
  - (4) 総合評価に関する審査結果が公開されること。

(5) 技術評価点について疑義の照会ができること。

(入札の参加申請)

第7条 申請者は、一般競争及び指名競争の入札参加に必要な書類のほか、入札公告及び入札 説明書に明記する技術提案を指定した日までに提出しなければならない。

(落札者の決定)

- 第8条 総合評価落札方式の落札者の決定方法は、次のとおりとする。
  - (1) 第3条の規定により落札者を決定する。
  - (2) 前号の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(技術提案の評価結果通知)

第9条 技術提案の評価結果は、落札者決定後、入札参加者に通知するものとする。

(責任の所在とペナルティ)

第10条 技術提案を履行できなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を、入札 公告等、契約書に明記すること。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。